

別添

再審査が終了した医薬品の効能・効果、用法・用量等（参考）

（昭和61年1月29日薬発第82号厚生省薬務局長通知「再審査  
が終了した新医薬品等の取扱いについて」の別記1の2の該当する  
医薬品）

○塩酸ミルナシプラン

販売名	①トレドミン錠 15 ②トレドミン錠 25 ③トレドミン	
申請者名	旭化成ファーマ株式会社	
一般名 (有効成分名)	塩酸ミルナシプラン	
	承認内容	再審査結果
効能・効果	①②うつ病・うつ状態 ③医薬品の製造原料として用い る。	承認内容に同じ
用法・用量	<p>①②</p> <p>通常、成人には、塩酸ミルナシ プランとして 1 日 <u>50mg</u> を初期用 量とし、1 日 100mg まで漸増し、 <u>食後、分割経口投与する</u>。なお、 年齢、症状により適宜増減する。 ただし、高齢者には、1 日 <u>30mg</u> を 初期用量とし、1 日 60mg まで漸増 し、<u>食後、分割経口投与する</u>。</p> <p>③医薬品の製造原料として用い る。</p>	<p>①②</p> <p>通常、成人には、塩酸ミルナシ プランとして 1 日 <u>25mg</u> を初期用 量とし、1 日 100mg まで漸増し、 <u>1 日 2~3 回に分けて食後に経口 投与する</u>。なお、年齢、症状によ り適宜増減する。</p> <p>ただし、高齢者には、1 日 <u>25mg</u> を初期用量とし、1 日 60mg まで 漸増し、<u>1 日 2~3 回に分けて食後 に経口投与する</u>。</p> <p>③承認内容に同じ (下線部変更)</p>

※ 提出された資料に基づき、用法・用量を変更した。

※ 用法・用量の変更に伴い、12.5mg 製剤の剤型追加に係る承認申請を早期に行  
うよう申請者に指導したところである。